

第7回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月17日(火) 13時30分～13時55分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 13 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	大川 元樹	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	山口 努	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第14号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第17号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第18号	令和6年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について

5. 農業委員会事務局職員

局長	渡邊 英晃	次長	齋藤 孝嗣	主事	白戸 優之
----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第7回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中13名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。
7番の須藤美恵子委員と、8番の原子一行委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第14号について説明いたします。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数
5件となっており、田2筆4,823㎡、畑3筆8,903㎡の合計5筆13,726㎡
であります。また、使用収益権関係では、申請件数2件となっており、田
1筆6,532㎡、畑12筆26,179㎡の合計13筆32,711㎡であります。詳細
は省略いたします。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
以上であります。

議長（高橋） 議案第14号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第14号については、原案のとおり許可
することにいたします。

続いて、報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の
受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第16号について説明いたします。
今回の受理は、3件で田が1筆、畑が6筆の計7筆9,710㎡が相続され
ました。

議長（高橋） 報告第 16 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 16 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 17 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第 17 号について説明いたします。
今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋） 報告第 17 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 17 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 18 号、令和 6 年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 説明の前に訂正をお願いします。（P11）④その他の農業委員会の点検結果について、「所有地への意向調査を行った」という箇所の“所有地”を“所有者”へ訂正願います。

報告第 18 号について説明いたします。

農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、中南農林事務所を經由し、県構造政策課へ報告するため、公表するものです。

令和 6 年度「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」

こちらにつきましては、令和 6 年度の農地利用最適化活動に関する実績の報告となりますので、実績の箇所のみ読み上げます。

I 農業委員会の状況（令和 6 年 4 月 1 日時点）については、記載のとおりとなっていますので、後ほど御確認ください。II 最適化活動の実施状況について、1 最適化活動の成果目標の（1）農地の集積については、実績として、新規集約面積が 0.17ha、農地面積が 1,592ha、累計の集約面積が 598ha となり、集積率が 37.6%、目標に対する達成状況は 99.8%となりました。

農業委員会の点検結果として、今年度末の集積率として 37.6%の目標に対し、実績は 37.6%となったが、面積では目標が 599ha に対し実績が 598ha と、1 ha 不足しており目標を達成できませんでした。

（2）遊休農地の発生防止・解消については、実績として、緑区分の遊休農地の解消面積が 1.2ha、目標に対する達成状況が 20%となりました。黄

区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については、「関係機関と情報収集・農地の再確認・周辺の農地状況や所有者の意向を踏まえ、耕作放棄地の解消を行いました。」

次に、その他として、農地の利用意向調査を令和6年10月から12月に、調査結果の取りまとめを令和7年1月に行いました。

農業委員会の点検結果として、「農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロール、周辺の農地状況の再確認、所有者への意向調査を行い、緑区分の農地は1.2ha 解消しました。」

(3)新規参入の促進については、実績として、新規参入者への貸付け等について農地所有者の合意を得た上で公表した農地の面積は0ha となりました。

農業委員会の点検結果として、「新規参入者の参入状況については、今回の参入者は農地の貸借相手が既に決まっていたため、公表は行いませんでした。」

続いて、2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定については、実績として、10月を活動強化月間とし、区域ごとに班分けを行い、利用状況調査を行った。非農地と判断された農地については、所有者への確認・非農地証明の手続きを行いました。

(3)新規参入相談会への参加は、目標回数1回に対して、実績は0回でした。

次に、最適化活動の目標の達成状況としては、全体で、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。

続いてⅢ 事務の実施状況の1 総会、部会の開催実績は、4月に委員改選に係る組織会を開催し、その後は毎月1回総会を開催しましたので、合計13回となりました。

2 農地法第3条に基づく許可事務については、1年間で38件となり、申請書受理からの平均処理期間は30日となりました。

3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付を行うもの）については、1年間の処理数は1件となり、処理期間は平均して30日でした。

4 違反転用への対応については、昨年度の違反転用面積は0㎡となっており、違反転用の防止・早期発見のため、日常的にパトロールを行いました。

報告第18号については、以上となります。

議長（高橋）

報告第18号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第18号は原案のとおり公表することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。